

| | |
|-------------|--|
| 法 令 名 | 児童扶養手当法 |
| 根 拠 条 項 | 第 12 条第 2 項 |
| 処 分 の 概 要 | 手当の返還 |
| 法 令 の 定 め | <p>第 12 条第 2 項</p> <p>前項の規定の適用により同項に規定する期間に係る手当が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、政令の定めるところにより、それぞれ当該各号に規定する手当で同項に規定する期間に係るものに相当する金額の全部又は一部を都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）に返還しなければならない。</p> <p>一 当該被災者（第 9 条第 1 項に規定する養育者を除く。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条第 1 項に規定する政令で定める額以上であること。</p> <p>当該被災者に支給された手当</p> <p>二 当該被災者（第 9 条第 1 項に規定する養育者に限る。以下この号において同じ。）の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、第 9 条の 2 に規定する政令で定める額以上であること。</p> <p>当該被災者に支給された手当</p> <p>三 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第 10 条に規定する政令で定める額以上であること。</p> <p>当該被災者を配偶者又は扶養義務者とする者に支給された手当</p> |
| 処 分 基 準 | 判断基準が法令の定めにおいて具体的に規定し尽くされている。 |
| 処 分 担 当 課 | 各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課 |
| 問 い 合 わ せ 先 | <p>○各総合振興局(振興局)保健環境部社会福祉課</p> <p>○保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課自立支援係</p> <p>(電話番号：011-231-4111 内線 25-779)</p> |
| 備 考 | (公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/gyouseititudukihoushinsa.htm) |